

# 北秋田市農業集落排水事業 経営戦略

平成28年1月

秋田県北秋田市

## 目 次

1	北秋田市の現状	1
2	経営の基本方針	2
3	投資・財政計画	2
4	効率化・経営健全化の取組み	3
	① 組織及び人材に関する事項	3
	② 農業集落排水整備に関する事項	4
	③ 広域化に関する事項	5
	④ 使用料、その他の収入に関する事項	5
	⑤ 公営企業の経営に関する事項	7
	⑥ 経費削減に関する事項	8
	⑦ 情報公開に関する事項	8
	⑧ その他重点事項	8
	様式第2号「投資・財政計画」	9



## 1 北秋田市の現状

北秋田市は平成 17 年 3 月に鷹巣町、森吉町、合川町、阿仁町の 4 町が合併し誕生しました。合併時 41,031 人いた人口も、平成 26 年度末時点で 34,533 人と合併から 10 年で、およそ 6,500 人減少し過疎化が進んでおります。今後もこの傾向が続くと考えられます。

北秋田市人口の推移

地区	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
鷹巣地区	21,205	20,844	20,543	20,254	19,944	19,595	19,436	19,195	18,908	18,628
森吉地区	7,549	7,705	7,217	7,021	6,899	6,757	6,643	6,503	6,348	6,177
合川地区	7,826	6,243	7,558	7,425	7,293	7,167	7,058	6,871	6,774	6,676
阿仁地区	4,041	4,047	3,798	3,682	3,580	3,637	3,332	3,236	3,147	3,052
北秋田市	40,621	38,839	39,116	38,382	37,716	37,156	36,469	35,805	35,177	34,533

北秋田市農業集落排水事業特別会計については、鷹巣地区は坊沢、脇神の 2 施設、合川地区は三木田、鎌沢、三里、上杉、下杉、木戸石、増沢、羽根山、根田芹沢、西、道城の 11 施設、森吉地区は浦田、前田の 2 施設、阿仁地区は根子に 1 施設、計 16 施設があり、それぞれ整備事業は完了しております。

処理区域内人口及び水洗化人口については、事業を行うにあたり全戸から同意を得て進めていることから、平成 27 年 3 月末時点で処理人口 6,452 人に対し水洗化人口 5,872 人、水洗化率 91.0%という高い数字になっています。

平成 26 年度農業集落排水普及率・水洗化率

	行政人口	処理人口	普及率	水洗化人口	水洗化率
鷹巣地区	18,628	1,135	6.1%	975	85.9%
森吉地区	6,177	1,558	25.2%	1,250	80.2%
合川地区	6,676	3,605	54.0%	3,525	97.8%
阿仁地区	3,052	154	5.0%	122	79.2%
北秋田市 計	34,533	6,452	18.7%	5,872	91.0%

※処理人口とは、農業集落排水が整備されている区域に居住している人口

※水洗化人口とは、処理人口のうち農業集落排水に接続している人口

※普及率とは、全体（行政人口）から見た農業集落排水の整備率

## 2 経営の基本方針

北秋田市では、少子高齢化や人口減少等の課題があり、厳しい社会情勢を迎えていますが、河川等の水質悪化を防止し、豊かな自然環境を維持するため、農業集落排水事業の健全な経営に努めてまいります。

また、今年度「生活排水処理整備構想」を見直し第4期構想を策定しました。

この構想を基に、農業集落排水施設の老朽化した設備更新の検討、人口減少に伴う処理可能能力の余剰分を見越した下水道との統合など、平成28年度から平成47年度までの20年間を計画期間とし、今後の農業集落排水事業を効率的かつ健全に運営するため本計画を策定します。

## 3 投資・財政計画

期間中の農業集落排水施設の統廃合や設備更新については以下のとおりです。

なお、阿仁地区に関しましては平成39年度と40年度にそれぞれ、8百万、82百万円をかけて施設更新を予定しています。

### 公共下水道との統合費用

(単位:百万円)

地区	H31	H32	H33	H34	H40	H41	H42	H43	H44	H46	H47
鷹巣地区			4	42		14	142				
森吉地区			21	206	30	299					
合川地区	20	208	145	131				8	81	7	74
阿仁地区											
計	20	208	170	379	30	313	142	8	81	7	74

### 農業集落排水施設統合費用

(単位:百万円)

地区	H29	H30	H34	H35	H36	H37	H40	H41	H42
鷹巣地区									
森吉地区									
合川地区	8	81	14	143	3	32	9	99	69
阿仁地区									
	8	81	14	143	3	32	9	99	69

公共下水道及び農業集落排水の統合整備・設備更新の財源については、国庫補助金のほか下水道事業債や過疎対策事業債を充当し、可能な限り有利な財源を確保しながら実施する計画です。

阿仁地区の施設更新には、平成39年度と40年度にそれぞれ、4百万と41百万円の国庫補助金、4百万（下水道事業債2百万・過疎対策事業債2百万円）と41百万円（下水道事業債20.5百万・過疎対策事業債20.5百万円）の地方債を充当する予定としています。

#### 公共下水道への統合財源

(単位:百万円)

	H31	H32	H33	H34	H40	H41	H42	H43	H44	H46	H47
国庫補助金	10.0	104.0	85.0	189.5	15.0	156.5	71.0	4.0	40.5	3.5	37.0
地方債	10.0	104.0	85.0	189.5	15.0	156.5	71.0	4.0	40.5	3.5	37.0
下水道事業債	5.0	52.0	42.5	94.8	7.5	78.3	35.5	2.0	20.3	1.8	18.5
過疎対策事業債	5.0	52.0	42.5	94.7	7.5	78.2	35.5	2.0	20.2	1.7	18.5
計	20.0	208.0	170.0	379.0	30.0	313.0	142.0	8.0	81.0	7.0	74.0

#### 農業集落排水施設の統合財源

(単位:百万円)

	H29	H30	H34	H35	H36	H37	H40	H41	H42
国庫補助金	4.0	40.5	7.0	71.5	1.5	16.0	4.5	49.5	34.5
地方債	4.0	40.5	7.0	71.5	1.5	16.0	4.5	49.5	34.5
下水道事業債	2.0	20.3	3.5	35.8	0.8	8.0	2.3	24.8	17.3
過疎対策事業債	2.0	20.2	3.5	35.7	0.7	8.0	2.2	24.7	17.2
計	8.0	81.0	14.0	143.0	3.0	32.0	9.0	99.0	69.0

## 4 効率化・経営健全化の取組み

### ① 組織及び人材に関する事項

北秋田市上下水道課では、下水道事業（公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水・特定地域生活排水）とともに、水道事業及び簡易水道事業を所管しています。

平成32年度からは、すべての事業に地方公営企業法の適用を行う予定となっていることから、上下水道の管理部門を統合して、組織的に一体となって企業の運営を行い、経費の節減を図らなければなりません。

担当職員は、公営企業職員として、事業の能率的な経営と公共性及び企業性の発揮に努

め、目標管理や企業会計など民間の経営管理手法を導入して、経営能力の向上を図っていかねばなりません。

地方行政を取り巻く環境が非常に厳しくなっている現在、市民サービスの向上と人件費のバランスを考慮しつつ、窓口業務や料金関係業務の資産管理（アウトソーシング）も視野に入れ、最小限の人員で最大のサービスの提供ができるよう定員適正化に取り組んでいきます。

## ② 農業集落排水整備に関する事項

当市の農業集落排水整備はほぼ概成していますが、施設の老朽化が進み修繕費の増大が懸念されることから、次のとおり処理区の統合及び公共下水道への統合による経費節減を目指します。

地区	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47		
脇神																					鷹巣浄化センターへ
坊沢																					鷹巣浄化センターへ
浦田																					米内沢浄化センターへ
前田																					米内沢浄化センターへ
三木田																					西処理施設へ
鎌沢																					西処理施設へ
三里																					根田芹沢処理施設へ
上杉																					米内沢浄化センターへ
下杉																					米内沢浄化センターへ
木戸石																					合川浄化センターへ
増沢																					合川浄化センターへ
羽根山																					西処理施設へ
根田芹沢																					西処理施設へ
西																					H45合川浄化センターへ→
道城																					H48米内沢浄化センターへ→
根子																					

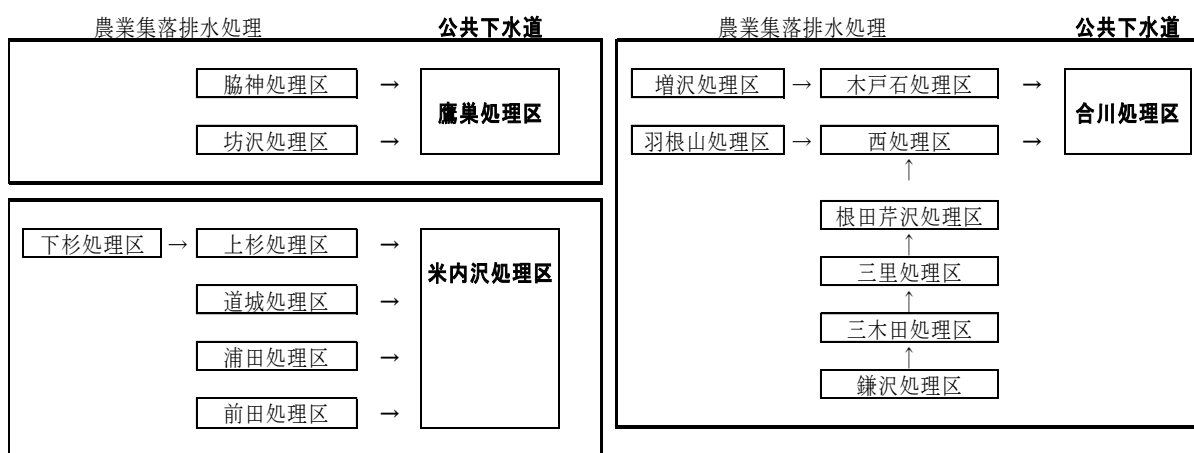
### ③ 広域化に関する事項

当市は、農村部が大半を占め集落が点在しており、農村部においては農業集落排水処理による汚水処理が行われています。16 処理区を有し合川地区においては半数以上の 11 処理区を有しております。昭和 61 年から建設改良が開始され、30 年以上経過している処理施設もあることから、老朽化に伴う修繕費の増大が課題となっています。

また、人口減少に伴い処理可能能力に余剰が生じている区域もあり、今後も人口が減少傾向にあると推測されることから、農業集落排水処理区の統廃合や公共下水道への統合が検討課題でありました。

見直された整備構想において、今後の人口動態や流入水量を推測し比較検討した結果、近接する処理区の統廃合を計画的に実施し、排水処理の効率化を図る計画としています。

#### 農業集落排水統合の計画



阿仁地区の根子農業集落排水処理区については、近接の公共下水道処理区まで 10km と遠距離であるため、今後も単独処理を予定しています。

### ④ 使用料、その他の収入に関する事項

農業集落排水使用料は、公営企業として独立採算性の原則のもと、決定されることとなっています。

運営に伴う経費については、汚水処理にかかる経費を利用者からの使用料で負担する事とされています。

本市の農業集落排水使用料は、平成 21 年度に改定を行って以来、現行の使用料で運営しております。行政人口は減少傾向にあり、有収水量は年々減少し、それに伴い料金収入も減少傾向にあります。



また、汚水処理費に対する経費回収率を見ると、平成 26 年度決算で 40.7%と低い水準にあり、不足分を一般会計からの基準外繰入金にて賄っているのが現状です。

#### 農業集落排水使用料収入及び使用料単価

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
有収水量(m <sup>3</sup> )	612,240	668,391	669,786	650,079	658,112	667,862	654,800	645,751	628,311	646,347
使用料収入(千円)	57,372	69,023	73,164	73,652	77,860	80,793	81,006	80,266	79,286	77,807
使用料単価(円/m <sup>3</sup> )	93.7	103.3	109.2	113.3	118.3	121.0	123.7	124.3	126.2	120.4

※使用料単価＝料金収入／有収水量

#### 汚水処理原価及び経費回収率

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
汚水処理費(千円)	193,006	201,192	163,452	162,304	169,677	167,298	182,043	180,690	184,514	191,063
汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> )	106.7	117.3	137.7	142.4	127.0	134.8	155.7	162.2	167.5	172.6
経費回収率(%)	29.7%	34.3%	44.8%	45.4%	45.9%	48.3%	44.5%	44.4%	43.0%	40.7%

※汚水処理費＝維持管理費＋資本費のうち汚水処理費相当分

※汚水処理原価＝汚水処理費／有収水量

※経費回収率＝使用料単価／汚水処理原価

農業集落排水使用料は世帯人数で料金が算定（基本料金 1,500 円＋世帯一人あたり 400 円加算＋消費税）されていますが、平成 33 年度から公共下水道へ統合になる処理区があるため、次回の料金改定時に下水道と同じく水道使用量を算定根拠とする従量制に変更する計画です。

これまで、政策的な観点から改定を見送ってきた背景がありますが、事業の継続には、常に投資と財源のバランスを考える必要があります。更なるコスト縮減を行うことは当然ですが、財源となる農業集落排水使用料の適正化に努め、住民理解も得ながら段階的に使用料改定を実施し、経費回収率の増加を目指します。

#### 農業集落排水使用料（現行）※税抜き

基本料	1 人	2 人	3 人	基本料金に世帯 1 人につき 400 円を加え算定
1,500 円	400 円	800 円	1,200 円	

モデルケース：3 人暮らし（20 m<sup>3</sup>使用）1,500 円＋1,200 円＝2,700 円

#### 使用料改訂計画（20 m<sup>3</sup>当り）※税抜き

現行	H30 年度	H35 年度	H40 年度
2,700 円（人数）	3,240 円	3,888 円	4,665 円
2,700 円（水量）	3,240 円	3,888 円	4,665 円
	改定率：20%	改定率：20%	改定率：20%

### 今後の推移

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H47
有収水量(m <sup>3</sup> )	475,068	470,568	465,288	459,444	452,988	446,076	394,956	13,668
使用料収入(千円)	76,947	76,190	68,578	81,263	80,116	78,897	59,931	3,846
使用料単価(円/m <sup>3</sup> )	162.0	161.9	147.4	176.9	176.9	176.9	151.7	281.4
汚水処理費(千円)	163,981	157,860	145,180	144,139	141,102	137,680	121,924	10,304
汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> )	345.2	335.5	312.0	313.7	311.5	308.6	308.7	753.9
経費回収率(%)	46.9%	48.3%	47.2%	56.4%	56.8%	57.3%	49.2%	37.3%

農業集落排水使用料の収納率については、現在も臨戸訪問等の徴収を実施しておりますが、更なる収納率向上を目指します。今後は、他の収納方法の導入も検討し収納率向上に努めます。

一般会計繰入金については、現在も基準外繰入をしなければ運営できない状況であります。起債償還額につきましては減少していきませんが、資本費平準化債を充て平準化を図り、使用料改定のみならず、経費削減を徹底し、計画的な修繕等行いながら少しでも一般会計に頼らない健全な運営を目指します。

一般会計繰入金の今後の見込みとして、平成 33 年度から公共下水道へ統廃合される処理施設があることから段階的に減少する予定です。特に収益的繰入金は、支払利息の減少及び使用料改定に伴い、経費回収が見込まれ減少する予定です。資本的繰入金についても、地方債償還金の減少に伴い繰入金も減少する予定です。

#### ⑤ 公営企業の経営に関する事項

平成 26 年 8 月に総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知があり、地方公営企業法の適用に向けたロードマップが示されました。

このロードマップにおいて、平成 32 年 4 月に法制化を検討するため、平成 27 年度から平成 31 年度までを集中取組み期間とし、人口 3 万人以上の団体については、期間内に公営企業会計へ移行するべきとされています。平成 27 年 1 月には、「公営企業会計の適用」について、総務省より要請がありました。

本市農業集落排水事業としても、事業の経営状況の把握及び市民への説明責任が明確になることから、平成 32 年 4 月に地方公営企業法の適用を行うべく準備を進めていきます。

また、施設の老朽化、人口減少、節水型社会の進行等、生活排水事業を取り巻く環境は厳しくなっております。その中でも、継続的で安定した下水道サービスを提供していくためには、「資産・資金・人材」を総合的に管理・運営することのできる「資産管理（アセットマ

ネジメント)」導入に向け取り組んでいきます。

導入にあたっては、「資産・資金・人材」に関する課題を解決し、持続可能な事業管理を実現するために、関係部門が一体となった事業管理計画を策定し、相互の役割などを理解しながら、日々の業務を進めて行く事が不可欠です。

アセットマネジメントは、組織が一体となった事業管理を効率的に進めて行く為のツールであり、今後導入することにより、組織的な事業運営をより効果的に進めていきます。

## ⑥ 経費削減に関する事項

下水処理場等における光熱水費、薬品費などの維持管理費は、汚水処理には欠かせないものです。有収水量は減少しているものの不明水の増加や施設の老朽化に伴い維持管理費は、年々増額の傾向にあります。市の汚水処理の効率化を図るためにも公共下水道への統廃合を実施し、総合的な管理運営に努めます。

また、資産の長寿命化にも力を入れ、計画的な修繕や設備更新を行い、経費の抑制削減を目指します。

## ⑦ 情報公開に関する事項

これまでも市の広報誌やホームページを活用して、下水道利用者へ適宜情報を提供してきました。

今後も、提供する情報とその内容を充実させることを前提に、内容の見直しや事後検証に取り組んでいきます。

## ⑨ その他重点事項

防災対策や危機管理体制の強化はこれまでも取り組んできましたが、一般行政部局や生活排水業務に携わる民間企業、他事業体とも連携して取り組んでいきます。

# 投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		(決算)	(決算)	(見込)										
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	228,934	227,318	217,422	205,644	205,043	204,325	206,074	178,665	161,645	123,131	123,039	129,757	
		(1) 営 業 収 益 (B)	77,921	77,060	76,304	68,692	81,377	80,230	79,011	60,045	59,201	58,861	57,523	56,639
		ア 料 金 収 入	77,807	76,946	76,190	68,578	81,263	80,116	78,897	59,931	59,087	58,755	57,417	56,533
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	114	114	114	114	114	114	114	114	114	106	106	106
		( 雨水処理負担金 )												
	(2) 営 業 外 収 益	151,013	150,258	141,118	136,952	123,666	124,095	127,063	118,620	102,444	64,270	65,516	73,118	
	ア 他 会 計 繰 入 金	129,095	136,571	132,716	131,352	121,166	122,095	127,063	118,620	102,444	64,270	65,516	73,118	
	イ そ の 他	21,918	13,687	8,402	5,600	2,500	2,000							
	2 総 費 用 (D)	167,754	163,981	157,860	145,180	144,139	141,102	137,680	121,924	111,306	91,488	86,965	86,843	
		(1) 営 業 費 用	111,845	111,419	109,339	100,143	102,378	101,778	101,362	90,717	84,087	69,446	65,153	66,480
		ア 職 員 給 与 費	18,261	18,893	19,000	9,500	9,500	9,500	9,500	9,719	9,739	9,805	9,795	9,786
		うち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	93,584	92,526	90,339	90,643	92,878	92,278	91,862	80,998	74,348	59,641	55,358	56,694
(2) 営 業 外 費 用		55,909	52,562	48,521	45,037	41,761	39,324	36,318	31,207	27,219	22,042	21,812	20,363	
ア 支 払 利 息														
うち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	61,180	63,337	59,562	60,464	60,904	63,223	68,394	56,741	50,339	31,643	36,074	42,914		
収 支 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	153,251	153,962	145,915	163,647	227,833	171,561	354,145	302,308	519,703	262,826	127,347	153,877	
		(1) 地 方 債	90,300	89,400	84,100	87,400	118,600	91,200	180,100	165,300	275,200	155,800	87,100	94,300
		うち 資 本 費 平 準 化 債	90,300	89,400	84,100	83,400	78,100	81,200	76,100	80,300	78,700	84,300	85,600	78,300
		(2) 他 会 計 補 助 金	62,831	64,562	61,815	72,247	68,733	70,361	70,045	52,008	48,003	35,526	38,747	43,577
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金				4,000	40,500	10,000	104,000	85,000	196,500	71,500	1,500	16,000
	(6) 工 事 負 担 金	120												
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	214,431	217,299	205,477	224,111	288,737	234,784	422,539	359,049	570,042	294,469	163,421	196,791	
	(1) 建 設 改 良 費	120			17,500	90,500	29,500	217,500	170,000	393,000	143,000	3,000	32,000	
	うち 職 員 給 与 費	120			9,500	9,500	9,500	9,500						
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	214,311	217,299	205,477	206,611	198,237	205,284	205,039	189,049	177,042	151,469	160,421	164,791	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 61,180	△ 63,337	△ 59,562	△ 60,464	△ 60,904	△ 63,223	△ 68,394	△ 56,741	△ 50,339	△ 31,643	△ 36,074	△ 42,914		

## 投資・財政計画

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)												
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	59.9	59.6	59.8	58.5	59.9	59.0	60.1	57.5	56.1	50.7	49.7	51.6
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	77,921	77,060	76,304	68,692	81,377	80,230	79,011	60,045	59,201	58,861	57,523	56,639
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	2,826,531	2,609,233	3,135,272	2,883,624	2,643,626	2,399,018	2,157,661	1,937,405	1,733,144	1,559,633	1,377,400	1,192,246

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度									
区 分												
収 益 的 収 支 分	129,095	136,571	132,716	131,352	121,166	122,095	127,063	118,620	102,444	64,270	65,516	73,118
うち基準内繰入金	83,577	88,567	85,414	85,772	85,976	87,017	91,013	76,188	67,242	45,113	48,001	54,641
うち基準外繰入金	45,518	48,004	47,302	45,580	35,190	35,078	36,050	42,432	35,202	19,157	17,515	18,477
資 本 的 収 支 分	62,831	64,562	61,815	72,247	68,733	70,361	70,045	52,008	48,003	35,526	38,747	43,577
うち基準内繰入金	21,463	21,782	22,107	22,438	18,631	18,712	14,950	14,182	14,443	14,431	14,697	14,967
うち基準外繰入金	41,368	42,780	39,708	49,809	50,102	51,649	55,095	37,826	33,560	21,095	24,050	28,610
合 計	191,926	201,133	194,531	203,599	189,899	192,456	197,108	170,628	150,447	99,796	104,263	116,695

## 投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分		年 度									
		38年度	39年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	122,714	133,240	141,597	144,552	106,251	69,701	73,596	32,721	37,166	35,067
	(1) 営 業 収 益 (B)	55,735	54,873	65,220	64,012	41,686	28,388	27,747	4,138	4,014	3,914
	ア 料 金 収 入	55,629	54,767	65,114	63,906	41,608	28,320	27,679	4,070	3,946	3,846
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
	ウ そ の 他	106	106	106	106	78	68	68	68	68	68
	( 雨 水 処 理 負 担 金 )										
	(2) 営 業 外 収 益	66,979	78,367	76,377	80,540	64,565	41,313	45,849	28,583	33,152	31,153
	ア 他 会 計 繰 入 金	66,979	78,367	76,377	80,540	64,565	41,313	45,849	28,583	33,152	31,153
	イ そ の 他										
	2 総 費 用 (D)	72,059	78,040	77,645	77,236	48,771	32,148	31,237	10,972	10,609	10,304
	(1) 営 業 費 用	53,200	61,012	62,441	62,526	36,595	22,115	21,810	7,029	7,029	7,028
	ア 職 員 給 与 費	9,786	9,785	9,786	9,786						
	ウ ち 退 職 手 当										
	イ そ の 他	43,414	51,227	52,655	52,740	36,595	22,115	21,810	7,029	7,029	7,028
(2) 営 業 外 費 用	18,859	17,028	15,204	14,710	12,176	10,033	9,427	3,943	3,580	3,276	
ア 支 払 利 息											
ウ ち 雨 水 汚 水 分	18,859	17,028	15,204	14,710	12,176	10,033	9,427	3,943	3,580	3,276	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息											
イ そ の 他											
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	50,655	55,200	63,952	67,316	57,480	37,553	42,359	21,749	26,557	24,763	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	117,839	123,423	221,965	506,988	275,133	51,227	117,330	26,521	26,041	91,959
	(1) 地 方 債	70,000	69,000	108,500	247,700	126,200	20,900	45,200	10,700	3,500	37,000
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	70,000	65,000	48,000	41,700	20,700	16,900	4,700	10,700		
	(2) 他 会 計 補 助 金	47,839	50,423	52,965	53,288	43,433	26,327	31,630	15,821	19,041	17,959
	(3) 他 会 計 借 入 金										
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金		4,000	60,500	206,000	105,500	4,000	40,500		3,500	37,000
	(6) 工 事 負 担 金										
	(7) そ の 他										
	2 資 本 的 支 出 (G)	168,494	178,623	285,917	574,304	332,613	88,780	159,689	48,270	52,598	116,722
	(1) 建 設 改 良 費		8,000	121,000	412,000	211,000	8,000	81,000		7,000	74,000
	ウ ち 職 員 給 与 費										
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	168,494	170,623	164,917	162,304	121,613	80,780	78,689	48,270	45,598	42,722
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 50,655	△ 55,200	△ 63,952	△ 67,316	△ 57,480	△ 37,553	△ 42,359	△ 21,749	△ 26,557	△ 24,763	

## 投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分	年 度										
	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)											
積 立 金 (K)											
前年度からの繰越金 (L)											
前年度繰上充用金 (M)											
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)											
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)											
実 質 収 支 黒 字 (P)											
(N)-(O) 赤 字 (Q)											
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )											
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	51.0	53.6	58.4	60.4	62.4	61.7	67.0	55.2	66.1	66.1	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)											
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	55,735	54,873	65,220	64,012	41,686	28,388	27,747	4,138	4,014	3,914	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)											
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)											
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)											
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)											
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)											
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)											
地 方 債 残 高 (X)	1,004,893	817,242	637,121	460,107	326,318	235,505	147,389	95,176	45,998	270	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度										
	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度	
収 益 的 収 支 分	66,979	78,367	76,377	80,540	64,565	41,313	45,849	28,583	33,152	31,153	
うち基準内繰入金	60,021	64,106	68,659	71,853	61,168	38,434	42,969	23,840	28,439	26,450	
うち基準外繰入金	6,958	14,261	7,718	8,687	3,397	2,879	2,880	4,743	4,713	4,703	
資 本 的 収 支 分	47,839	50,423	52,965	53,288	43,433	26,327	31,630	15,821	19,041	17,959	
うち基準内繰入金	14,069	13,622	10,219	7,147	3,834						
うち基準外繰入金	33,770	36,801	42,746	46,141	39,599	26,327	31,630	15,821	19,041	17,959	
合 計	114,818	128,790	129,342	133,828	107,998	67,640	77,479	44,404	52,193	49,112	

# 北秋田市農業集落排水事業経営戦略

平成28年1月

秋田県北秋田市建設部上下水道課

TEL : 0186-72-3113

FAX : 0186-72-9831

メール : [gyomu@city.kitaakita.akita.jp](mailto:gyomu@city.kitaakita.akita.jp)